

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産えだまめのジフェノコナゾール、しょうがのチアメトキサム、そばのハロキシ
ホップ及びブロッコリーのメトラクロール)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成30年
8月9日付け薬生食輸発0809第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実
施しているところである。

今般、輸入時に実施した、中国産そば及び冷凍ブロッコリーのモニタリング検査にお
いて、残留農薬の食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を
判断する目的で、中国産そば及びブロッコリーに係る残留農薬のモニタリング検査の頻
度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸
入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造
所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、中国産えだまめのジフェノコナゾールについて、検査命令を解除したことから、
平成30年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応す
ることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

さらに、中国産しょうがのチアメトキサムの項については、検査命令の対象としたこ
とから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除するので、御了知の上、関
係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成30年8 月24日	中国	えだまめ及びその加工 品(簡易な加工に限る)	残留農薬(ジフェ ノコナゾール)	
		そば(粉を含む)	残留農薬(ハロキ シホップ)	DONGCHENG FOOD (TIANJIN) CO., LTD.
		ブロッコリー及びその 加工品(簡易な加工に 限る)	残留農薬(メトラ クロール)	CIXI YINGLONG FOOD CO., LTD.